平成２３年（フ）第１１１号
岐阜県大垣市御殿町１丁目59番地　ライオンズマンション大垣公園1503号
債務者　山田　明彦
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　正悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
岐阜県羽島市舟橋町宮北４丁目62番地　ワンブリッジ21―Ｂ102号室
債務者　大橋建装こと　大橋　英樹
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５７号
三重県度会郡玉城町中楽466番地
債務者　田村　行信
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１１１３号
北海道北広島市松葉町６丁目１番地　Ｃ―104
債務者　遠藤　隆司
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田友樹示
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３１号
北海道帯広市西16条南５丁目31番31号
債務者　白木紀重子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　　護
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
金沢市八日市１丁目70番地４
債務者　竹田　守克
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森岡　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３５号
京都府福知山市駅前町33番地
債務者　中塚　英壽
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
京都府福知山市昭和新町162番地
債務者　中塚　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　　琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
福井県大野市美里町714番地
債務者　谷本　秀治
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２８５号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目53番25号　ティアラハイツ栄門401号
債務者　姫野　博子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目41番地２　エルハイム103号
債務者　東郷るみ代
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
鹿児島県鹿児島市小野１丁目14番24号
債務者　古川　浩子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３００号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町21番１号
債務者　井上　和隆
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６６号
鹿児島県出水郡長島町蔵之元3416番地１
債務者　清水　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
鹿児島県出水市米ノ津町51番５号　シーハイツ103号
債務者　坂下　優治
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町3374番地９　セントラル宮崎203号
債務者　下中村明治
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
鹿児島県薩摩川内市平佐町1863番地
債務者　有村　瑞美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係